

報告第3号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和4年 6月 7日提出

みやき町長 岡 毅



専決処分第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙  
のとおり専決処分する。

延滞金の額の決定について

令和4年5月12日

みやき町長 岡



## 延滞金の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、次のとおり延滞金の額を決定するものとする。

### 1 相手方

佐賀県知事 山口祥義

### 2 事案の概要

令和 2 年度佐賀県障害者自立支援医療（育成医療）費県費負担金返還金について、職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した際に、事務の情報共有が不十分であったことにより納期限を過ぎ、返還金納付までの 10 日間につき延滞金が発生したものである。

### 3 延滞金の額

返還金の納期日の翌日である令和 4 年 4 月 16 日から、納付の日である令和 4 年 4 月 25 日までの 10 日間について、その返還金の額 14,173 円につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 19 条第 2 項の規定により年 10.95%の割合で計算した延滞金 42 円を納付する。